

令和3年度山口県介護ロボット導入支援事業（2次募集概要）

1 事業目的

介護従事者の負担の軽減を図るとともに、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備を図り、介護従事者の確保に資することを目的として、介護ロボットの導入に要する経費の一部を補助するものです。

なお、予算を上回る協議をいただいた場合、事業効果を幅広く波及させる目的により審査の上選定します。

2 事業概要

(1) 補助対象機器（以下の定義に該当する介護ロボット）

ア 日常生活支援における、①移乗介護②移動支援③排泄支援④見守り・コミュニケーション⑤入浴支援⑥介護業務支援のいずれかの場面で使用

イ 介護従事者の負担軽減効果のあること

ウ 県が定める技術的・市場的要件を満たすこと

①センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮し、介護業務の支援又は利用者の自立支援を行うロボット

②経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業（ロボット介護機器開発・導入促進事業）」において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

③販売価格又はリース価格が公表されており、一般に購入又はリース契約が締結できる状態にあること。

(2) 補助額（2次募集18施設程度）

ア 補助率 1/2

ただし、次の要件1及び2をとともに満たす場合 3/4

<要件1> 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること

<要件2> 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること

イ 補助額

1機器につき、補助基準額上限30万円（ただし、60万円未満の機器については、その価格にアに定める補助率を乗じて得た額と補助基準額上限の30万円と比べ少ない方の額）

ウ 補助上限台数

施設・居住系サービスについては利用定員数を10で除した数、在宅系サービスについては利用定員数を20で除した数（小数点以下は切り捨てる。ただし、1台未満は切り上げるものとする。）

(3) 対象施設

介護サービスの区分	介護施設等の種別
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	介護医療院
	特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）
	認知症対応型共同生活介護
在宅系サービス	通所介護（地域密着型を含む）
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	認知症対応型通所介護

※1次募集で採択された法人は、2次募集に応募できません。

3 応募

(1) 提出書類（1部を持参、郵送及びメール）

- ア 協議書
- イ 補助金所要額調書
- ウ 介護ロボット導入計画書
- エ カタログ、見積書等参考となる資料

(2) 募集期間 令和3年9月1日（水）～令和3年9月30日（木）必着
※郵便の場合、令和3年9月30日の消印まで有効

(3) 送付先 〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県健康福祉部長寿社会課施設班
mail: shisetsu-choujyu@pref.yamaguchi.lg.jp

4 導入計画採択のポイント

(1) 未導入法人・補助実績が少ない法人を優先

- ・法人内での介護ロボットの保有状況
- ・補助による介護ロボット導入実績
- ・同一法人別事業所の応募状況

(2) 導入効果

- ・厚生労働省導入活用事例に掲載がある先進性が高い機器を優先
- ・使用頻度の高い事業計画を優先

※目標及び導入効果の検証が具体的で効果性のある計画を評価

5 その他

- ・施設別に導入計画書を作成し、法人単位で導入計画書を取りまとめの上、協議書を提出してください。
- ・この補助金に関する御案内や交付申請書等の様式は下記ホームページに掲載しています。
「かいごへるぶやまぐち」URL: <http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/2504.html>
- ・当該補助金に応募された場合、国又は地方公共団体等への照会及び国又は地方公共団体等からの照会に対して、当該補助金に関する情報の提供を行うことがありますので、予め御了承ください。